

医療経済実態調査（医療機関等調査）の実施に関する主な論点（案）

1. 調査スケジュールと報告時期に関わる基本的な考え方

(1) 平成17年6月に調査を実施する。

（参考）最近の医療経済実態調査の実施月

- ・第14回調査 平成15年6月
- ・第13回調査 平成13年6月
- ・第12回調査 平成11年6月
- ・第11回調査 平成 9年9月

(2) 調査結果の報告時期を最大限1か月前倒しすることを目標に早める。

（参考）最近の速報値の報告月

- ・第14回調査 平成15年6月調査 同年11月26日速報
- ・第13回調査 平成13年6月調査 同年12月 5日速報
- ・第12回調査 平成11年6月調査 同年12月 1日速報
- ・第11回調査 平成 9年9月調査 同年12月 5日速報

（注）速報値は調査項目のうち、主として収支に係るもの。

(3) 年内の報告が診療報酬改定に係る重要な資料となることを踏まえ、従来、「速報」において報告されていた調査項目については、最終数値を「速報」として報告することとする。年内の報告に用いられない調査項目は、回答側医療機関等の負担も考慮し、極力簡素化する。

(4) 介護保険事業に係る収入のある医療機関（病院、診療所）に係る報告等については、時期を改め、「本報告」の際に報告することとし、次々回以降の調査設計の議論に供してはどうか。

2. 調査客体及び抽出率

(1) 医療機関等の抽出率は、前回同様とする。

(2) 介護保険事業に係る収入のある医療機関等の取扱について

- 病院、診療所については、前回調査と同じ調査を行う。

(参考) 第14回調査(15年6月)の集計方法

- ・介護保険事業に係る収入のない医療機関等の集計
- ・介護保険事業に係る収入のない医療機関等及び介護保険事業に係る収入のある医療機関等の医療保険に関する集計
- ・介護保険事業に係る収入のない医療機関等及び介護保険事業に係る収入のある医療機関等の集計

- 歯科診療所、保険薬局については、介護保険事業に係る収入が極めて限定的であることを踏まえ、報告は、介護保険事業に係る収入の有無で区別せず、一本化する。

(参考) 第14回調査(15年6月)における介護保険事業に係る収入なし・ありの医療機関等の数(有効回答数)

	<介護収入なしの施設>	<介護収入ありの施設>
・病院	632 (59.8%)	424 (40.2%) 《405 (39.0%)》
・一般診療所	1,036 (89.1%)	127 (10.9%) 《146 (11.7%)》
・歯科診療所	634 (98.0%)	13 (2.0%) 《17 (2.5%)》
・保険薬局	657 (93.9%)	43 (6.1%) 《128 (9.6%)》

(注) 《 》内の数値は、第13回調査(13年6月)の本報告時のものである。

3. 調査内容

(1) 調査項目は、回答する医療機関等の負担を考慮し、できるだけ簡素化する。

(2) 医療機関の機能別集計の取扱をどうするか。

- 地域医療支援病院等については、そうした機能に特化した集計ができないという制約がある中で、前回始めた調査でもあり、継続するか。

(参考) 16年度改定において「亜急性期入院医療管理料」及び「ハイケアユニット入院医療管理料」等が新設された。

<施設数>

- ・亜急性期入院医療管理料算定病院 324施設(16年7月1日現在)
- ・ハイケアユニット入院医療管理料算定病院 26施設(16年9月1日現在)

(3) 給与月額取扱について

- 病院調査票について、「医師・歯科医師」と一緒にしている項目を分ける。
- 病院調査票について、医療機関の種別（国公立と医療法人等）によって、病院長の賞与の取扱が異なることから、給与の比較について、年間賞与の十二分の一を加えた調査とする。
- 病院調査票について、職種別の給与と年齢との関係についても把握すべきとの考え方もあるが、どうするか。
- 診療所調査票等については、職種別の給与は調査していないが、回答する側の負担も考慮し、現状の通りの調査票とする。

(4) 借入金の調査について

- 借入金残高については、3月末現在の額を（十二分の一せずに）調査・報告するとともに、返済額だけでなく（新規の）借入金額も把握するようにする。

(5) 薬剤関係調査について

- 継続の必要性についてどう考えるか。

(6) 病院会計準則の改正に伴う調査票等の見直しについて

- 専門家の助言を受け、調査票の見直し案を作成する。

4. 集計・分析の方法

(1) 介護保険事業に係る収入あり・なしによる集計について

- 病院、診療所については、前回調査と同じ調査を行いつつ、報告については、年内は、介護保険事業に係る収入のない病院、診療所の調査結果のみを報告することとし、介護保険事業に係る収入のある病院、診療所については、時期を改め、本報告の際に報告する。

(2) 一般病院の集計についての機能別集計の取扱について

- 一般病院における抽出率の違い（一般病院は1 / 5、地域医療支援病院等は1 / 2）については、集計時に補正を行い、連続的に経年変化を見ることができるようにする。
- 収支状況について、平均値ばかりでなく、分布・ばらつきも見られるように報告の際の資料を工夫する。

5. 有効回答率を向上させるための方策について

- 調査票の簡素化
- 診療側関係団体の協力要請

6. その他

(1) 定点観測調査の試行について

- 無作為抽出の医療経済実態調査を基本としつつ、例えば、病院、診療所、歯科診療所、保険薬局の各々について、一定数を前回と比較ができるように試行調査を行うことにするか。そうする場合には、結果集計については、(年内の報告とは別途の)本報告とするか。

(2) 部門別(入院・外来別)収支分析について

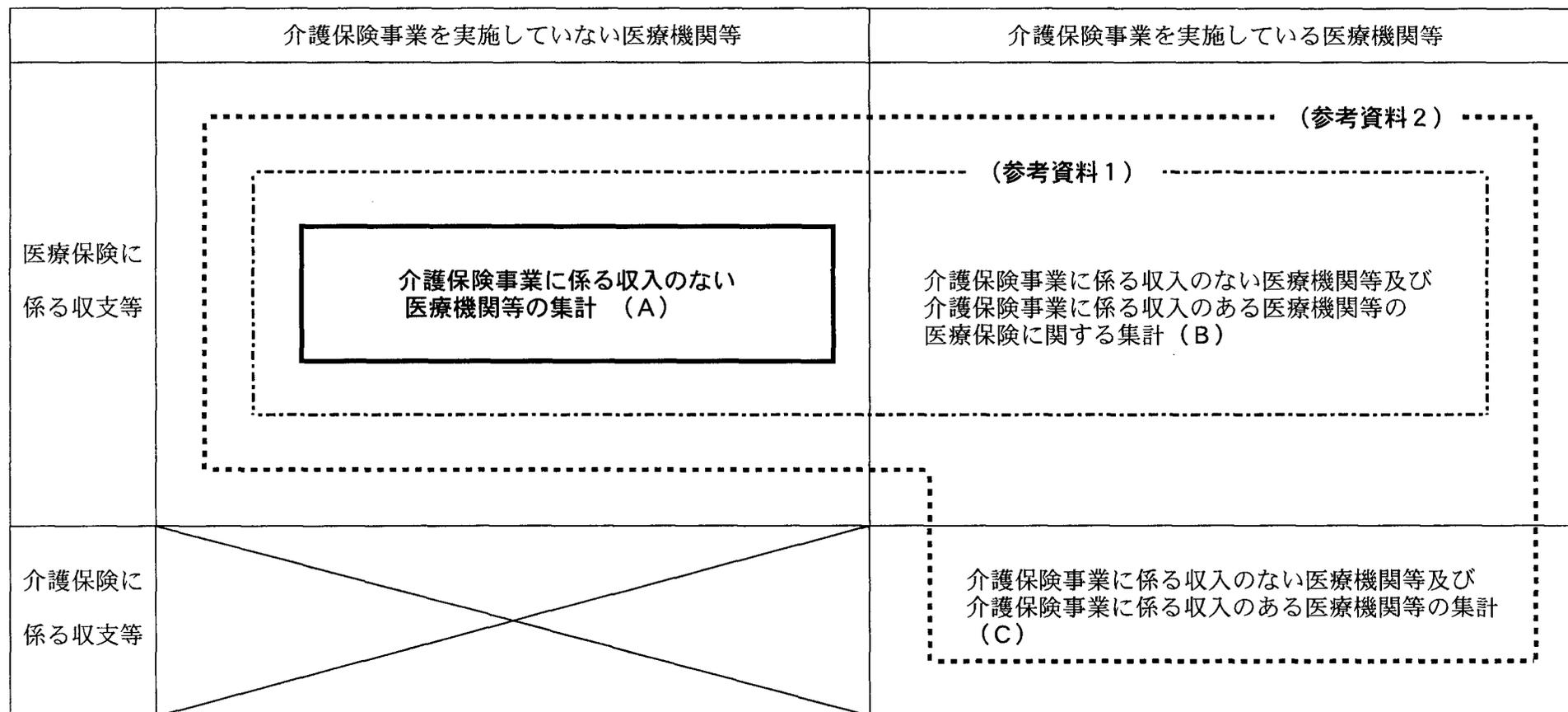
[(参考) 現在、診療報酬調査専門組織(医療機関のコスト調査分科会)において、入院・外来別のコスト分析等に係る調査を行っているところ。]

(3) 損益分岐点の分析について

医療経済実態調査（医療機関等調査）関係資料

1. 第14回医療経済実態調査（医療機関等調査）の集計状況	1
2. 介護保険事業に係る収入のない医療機関等とある医療機関等の調査票提出状況	2
3. 「介護保険事業に係る収入のない医療機関等の集計」等の収支状況状況（比較）	3
4. 医業収入の医療保険・介護保険割合の状況	4
5. 薬剤関係調査の実施状況について	5
6. 第14回医療経済実態調査（医療機関等調査）報告（抜粋） 第1表 病院数；病院種類（機能）・開設者別	7

1. 第14回医療経済実態調査（医療機関等調査）の集計状況



(有効回答施設数の内訳)

	A	B・C
病院	632	1,056
一般診療所	1,036	1,163
歯科診療所	634	647
保険薬局	657	700
特定機能病院	78	80
歯科大学病院	29	—

(注) 特定機能病院及び歯科大学病院については、別掲である。

2. 介護保険事業に係る収入のない医療機関等とある医療機関等の調査票提出状況
(第14回：平成15年6月調査)

	介護収入のない施設	介護収入のある施設	計
	有効回答数	有効回答数	有効回答数
病 院	632 (59.8)	424 (40.2)	1,056 (100.0)
一 般 診 療 所	1,036 (89.1)	127 (10.9)	1,163 (100.0)
歯 科 診 療 所	634 (98.0)	13 (2.0)	647 (100.0)
保 険 薬 局	657 (93.9)	43 (6.1)	700 (100.0)
計	2,959 (83.0)	607 (17.0)	3,566 (100.0)

(注) () は、それぞれの構成割合 (%) である。

(補足) 病院内訳

	介護収入のない施設	介護収入のある施設	計
	有効回答数	有効回答数	有効回答数
一般病院	528 (56.0) [100.0]	415 (44.0) [100.0]	943 (100.0) [100.0]
うち医療法人	239 (48.0) [45.3]	259 (52.0) [62.4]	498 (100.0) [52.8]
うち個人	37 (60.7) [7.0]	24 (39.3) [5.8]	61 (100.0) [6.5]
精神病院	104 (92.0) [100.0]	9 (8.0) [100.0]	113 (100.0) [100.0]
うち医療法人	85 (91.4) [81.7]	8 (8.6) [88.9]	93 (100.0) [76.7]
うち個人	5 (100.0) [4.8]	0 (0.0) [0.0]	5 (100.0) [4.4]

(注1) () は、それぞれの構成割合 (%) である。

(注2) [] は、一般病院全体又は精神病院全体に対する構成割合 (%) である。

3. 「介護保険事業に係る収入のない医療機関等の集計」等の収支状況（比較）（第14回：平成15年6月調査）

一般病院(全体)

	介護保険事業に係る収入のない医療機関等の集計		(参考資料1) 介護保険事業に係る収入のない医療機関等及び 介護保険事業に係る収入のある医療機関等の 医療保険に関する集計		(参考資料2) 介護保険事業に係る収入のない医療機関等及び 介護保険事業に係る収入のある医療機関等の集計	
	金額(千円)	構成比率(%)	金額(千円)	構成比率(%)	金額(千円)	構成比率(%)
I 医業収入	310,834	100.0	247,019	100.0	247,019	97.0
1. 入院収入	209,576	67.4	164,722	66.7	164,722	64.7
2. 特別の療養環境収入	4,370	1.4	3,210	1.3	3,210	1.3
3. 外来収入	88,725	28.5	72,453	29.3	72,453	28.4
4. その他の医業収入	8,163	2.6	6,634	2.7	6,634	2.6
II 介護収入	-	-	-	-	7,729	3.0
1. 施設サービス収入	-	-	-	-	6,377	2.5
2. 居宅サービス収入	-	-	-	-	1,158	0.5
(再掲)短期入所療養介護収入	-	-	-	-	78	0.0
3. その他の介護収入	-	-	-	-	193	0.1
III 医業・介護費用	319,545	102.8	249,981	101.2	258,847	101.6
1. 給与費	163,723	52.7	129,835	52.6	135,438	53.2
2. 医薬品費	52,173	16.8	40,265	16.3	40,754	16.0
3. 給食用材料費	3,090	1.0	2,585	1.0	2,751	1.1
4. 診療材料費・医療消耗器具備品費	30,909	9.9	22,952	9.3	23,220	9.1
5. 経費	29,377	9.5	23,310	9.4	24,622	9.7
6. 委託費	20,490	6.6	15,564	6.3	15,993	6.3
7. 減価償却費	17,612	5.7	13,456	5.4	13,924	5.5
(再掲)建物減価償却費	7,554	2.4	5,689	2.3	5,997	2.4
(再掲)医療機器減価償却費	6,949	2.2	5,172	2.1	5,246	2.1
8. その他の医業費用	2,171	0.7	2,014	0.8	2,144	0.8
IV 収支差額(I+II-III)	-8,711	-2.8	-2,961	-1.2	-4,099	-1.6
V その他の医業・介護関連収入	20,479	6.6	14,713	6.0	14,922	5.9
VI その他の医業・介護関連費用	9,608	3.1	7,541	3.1	7,740	3.0
VII 総収支差額(IV+V-VI)	2,160	0.7	4,211	1.7	3,083	1.2
施設数	528	-	943	-	943	-
平均病床数	232	-	208	-	208	-

(注)「(参考資料2)介護保険事業に係る収入のない医療機関等及び介護保険事業に係る収入のある医療機関等の集計」における収入または費用の構成比率については、収入にあっては「I 医業収入」と「II 介護収入」を合算した金額に対する各収入科目の金額の割合であり、費用にあっては「I 医業収入」と「II 介護収入」を合算した金額に対する各費用科目の金額の割合である。

4. 医業収入の医療保険・介護保険割合の状況

(第14回：平成15年6月調査)

全施設の集計では、一般病院全体の医療保険収入と介護保険収入の比率は、97.0%、3.0% となっている。

一般診療所全体では98.2%、1.8%、歯科診療所全体では100.0%、0.0%、保険薬局全体では99.9%、0.1%となっており大部分が医療保険収入となっている。

(参考1) 全施設の医業収入の医療保険・介護保険割合
(単位：円、%)

	一般病院全体		一般診療所全体	
	総額	比率	総額	比率
医療	247,019,380	97.0	9,372,536	98.2
介護	7,728,553	3.0	167,209	1.8
計	254,747,933	100.0	9,539,745	100.0
施設数	943		1,163	

	歯科診療所全体		保険薬局全体	
	総額	比率	総額	比率
医療	4,220,205	100.0	9,915,141	99.9
介護	1,713	0.0	13,236	0.1
計	4,221,918	100.0	9,928,377	100.0
施設数	647		700	

注：第14回医療経済実態調査

(参考2) 介護保険事業に係る収入のある施設の医業収入の医療保険・介護保険割合

(単位：千円、%)

	一般病院全体		一般診療所全体	
	総額	比率	総額	比率
医療	65,121,754	92.1	1,723,836	92.4
介護	5,612,300	7.9	141,180	7.6
計	70,734,053	100.0	1,865,017	100.0
施設数	397		146	

	歯科診療所全体		保険薬局全体	
	総額	比率	総額	比率
医療	123,993	99.0	1,675,973	99.1
介護	1,253	1.0	15,018	0.9
計	125,247	100.0	1,690,991	100.0
施設数	17		128	

注：第13回医療経済実態調査（特別集計）

5. 薬剤関係調査の実施状況について

	第13回（平成13年6月）	第14回（平成15年6月）																				
調査の目的	<p>病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医薬経営等を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。</p> <p>注）薬剤関係調査単独の目的は特に設けられていない。</p>	第13回調査と同様。																				
調査の客体	第13回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査客体と同じ。	第14回医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査客体と同じ。																				
調査の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬剤損耗額 2 薬剤の保管管理に関わる床面積 3 医療用廃棄物の集積に必要な床面積 4 薬剤の保管及び運搬に関わる設備機器に係る減価償却費 5 薬剤の保管及び運搬に関わる設備機器の賃借料 6 薬剤の保管及び運搬に係る委託費 	第13回調査と同様。																				
有効回答施設数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>介護保険事業に係る収入のない医療機関等の集計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病 院</td> <td>634件</td> </tr> <tr> <td>一般診療所</td> <td>1,102件</td> </tr> <tr> <td>歯科診療所</td> <td>675件</td> </tr> <tr> <td>保険薬局</td> <td>1,203件</td> </tr> </tbody> </table>		介護保険事業に係る収入のない医療機関等の集計	病 院	634件	一般診療所	1,102件	歯科診療所	675件	保険薬局	1,203件	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>介護保険事業に係る収入のない医療機関等の集計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病 院</td> <td>632件</td> </tr> <tr> <td>一般診療所</td> <td>1,036件</td> </tr> <tr> <td>歯科診療所</td> <td>634件</td> </tr> <tr> <td>保険薬局</td> <td>657件</td> </tr> </tbody> </table>		介護保険事業に係る収入のない医療機関等の集計	病 院	632件	一般診療所	1,036件	歯科診療所	634件	保険薬局	657件
	介護保険事業に係る収入のない医療機関等の集計																					
病 院	634件																					
一般診療所	1,102件																					
歯科診療所	675件																					
保険薬局	1,203件																					
	介護保険事業に係る収入のない医療機関等の集計																					
病 院	632件																					
一般診療所	1,036件																					
歯科診療所	634件																					
保険薬局	657件																					

	第13回（平成13年6月）	第14回（平成15年6月）																														
集計・分析の内容	<p>〔算出方法〕</p> <p>1 薬剤施設設備等コスト 薬剤施設設備等コストは、①スペースコスト、②設備コスト、③薬剤管理業務委託費を合算したものの。</p> <p>① スペースコストは、薬剤保管管理費と廃棄物集積費を合算したものの。 ※ 薬剤保管管理費は、建物減価償却費（建物賃借料）に、建物面積に占める薬剤保管面積の比率を乗じて算出。 ※ 廃棄物集積費は、建物減価償却費（建物賃借料）に、建物面積に占める廃棄物集積面積の比率を乗じ、これに47.5%を乗じて算出。</p> <p>② 設備コストは、薬剤の保管及び運搬に関わる設備機器減価償却費及び賃借料を合算したものの。</p> <p>③ 薬剤管理業務委託費は、薬剤の保管及び運搬に関わる業務に関し委託した対価としての費用額。</p> <hr/> <p>2 薬剤損耗経費 薬剤損耗経費は、平成13年6月（調査月）に、薬剤の保管、搬送、在庫確認等の業務中に期限切れ、形状変化、品質劣化等により廃棄・損耗した薬剤の損失額。</p>	<p>〔算出方法〕</p> <p>1 薬剤施設設備等コスト 第13回調査と同様。</p> <hr/> <p>2 薬剤損耗経費 薬剤損耗経費は、平成15年6月（調査月）に、薬剤の保管、搬送、在庫確認等の業務中に期限切れ、形状変化、品質劣化等により廃棄・損耗した薬剤の損失額。</p>																														
結果の概要	<p style="text-align: center;">（1施設当たり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>薬剤施設設備等コスト （対医薬品費）</th> <th>薬剤損耗経費 （対医薬品費）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>0.3%</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>一般診療所</td> <td>0.9%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>歯科診療所</td> <td>10.5%</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>保険薬局</td> <td>1.2%</td> <td>0.4%</td> </tr> </tbody> </table>		薬剤施設設備等コスト （対医薬品費）	薬剤損耗経費 （対医薬品費）	病院	0.3%	0.1%	一般診療所	0.9%	0.2%	歯科診療所	10.5%	2.4%	保険薬局	1.2%	0.4%	<p style="text-align: center;">（1施設当たり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>薬剤施設設備等コスト （対医薬品費）</th> <th>薬剤損耗経費 （対医薬品費）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>0.4%</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>一般診療所</td> <td>0.7%</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>歯科診療所</td> <td>7.3%</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>保険薬局</td> <td>1.0%</td> <td>0.4%</td> </tr> </tbody> </table>		薬剤施設設備等コスト （対医薬品費）	薬剤損耗経費 （対医薬品費）	病院	0.4%	0.2%	一般診療所	0.7%	0.1%	歯科診療所	7.3%	1.6%	保険薬局	1.0%	0.4%
	薬剤施設設備等コスト （対医薬品費）	薬剤損耗経費 （対医薬品費）																														
病院	0.3%	0.1%																														
一般診療所	0.9%	0.2%																														
歯科診療所	10.5%	2.4%																														
保険薬局	1.2%	0.4%																														
	薬剤施設設備等コスト （対医薬品費）	薬剤損耗経費 （対医薬品費）																														
病院	0.4%	0.2%																														
一般診療所	0.7%	0.1%																														
歯科診療所	7.3%	1.6%																														
保険薬局	1.0%	0.4%																														
集計・分析結果の公表 （中医協）	「平成13年6月医療経済実態調査（医療機関等調査）報告関連資料（薬剤関係）」として公表。	「平成15年6月医療経済実態調査（医療機関等調査）報告関連資料（薬剤関係）」として公表。																														

6. 第14回医療経済実態調査（医療機関等調査）報告（抜粋）

第1表 病院数；病院種類（機能）・開設者別 【A集計】

	法人・その他						個人	全体	
	国立	公立	公的	医療法人	社会保険 関係法人	その他			
療養病床60%以上	—	—	2	26	—	2	30	5	35
その他の一般病院	40	111	25	213	10	62	461	32	493
一般病院全体	40	111	27	239	10	64	491	37	528
（再掲）臨床研修病院	18	40	11	15	4	15	103	—	103
（再掲）地域医療支援病院	1	3	2	2	—	11	19	—	19
（再掲）回復期リハビリテーション病棟 入院料算定病院	—	7	1	19	—	8	35	1	36
（再掲）小児入院医療管理料1・2 算定病院	7	28	7	7	5	10	64	—	64
（再掲）急性期入院加算・急性期 特定入院加算算定病院	2	26	10	26	5	23	92	1	93
精神病院	1	5	—	85	—	8	99	5	104
病院全体	41	116	27	324	10	72	590	42	632
（別掲）特定機能病院	42	8	—	—	—	28	78	—	78
（別掲）歯科大学病院	11	1	—	—	—	17	29	—	29

- (注) 1. 療養病床60%以上とは、療養病床（経過的旧療養型病床群に係る病床を含む）が許可病床の60%以上の病院である。
 2. その他の一般病院とは、(注)1以外の一般病院である。
 3. 臨床研修病院とは、医師法第16条の2に規定する臨床研修指定病院である。
 4. 地域医療支援病院とは、医療法第4条の規定により、地域医療支援病院として都道府県知事の承認を得ている病院である。
 5. 回復期リハビリテーション病棟入院料算定病院とは、社会保険診療報酬における「回復期リハビリテーション病棟入院料」を算定している病院である。
 6. 小児入院医療管理料1・2算定病院とは、社会保険診療報酬における「小児入院医療管理料1」、「小児入院医療管理料2」を算定している病院である。
 7. 急性期入院加算・急性期特定入院加算算定病院とは、社会保険診療報酬における「急性期入院加算」、「急性期特定入院加算」を算定している病院である。
 8. 特定機能病院とは、医療法第4条の2の規定により、特定機能病院として厚生労働大臣の承認を得ている病院である。
 9. 公的とは、日赤、済生会、厚生連である。
 10. 社会保険関係法人とは、全国社会保険協会連合会、(財)厚生年金事業振興団、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会である。
 11. その他とは公益法人、社会福祉法人、医療生協である。(但し、特定機能病院及び歯科大学病院については、国公立以外の病院という位置付けで計上しているものである。)